

中国での世界初の中央銀行デジタル通貨（CBDC）への付利 ーデジタル人民元建て金融ビジネスモデル構築の試みー

関根 栄一

■ 要 約 ■

1. 中国人民銀行（中央銀行）の陸磊（りくらい）副総裁は 2025 年 12 月 29 日、「デジタル人民元管理サービス体系及び関連金融インフラ整備の更なる強化に向けたアクションプラン」（以下、アクションプラン）を制定したと公表した。
2. デジタル人民元とは、中国人民銀行が発行する中央銀行デジタル通貨（英文略称 CBDC）であり、実証実験が始まった 2020 年から 2025 年までは中央銀行の負債である「現金」として指定運営機関（商業銀行等）10 行向けに発行され（デジタル人民元 v1.0 現金型）、ユーザーがスマートフォン等に専用のアプリをダウンロードしてウォレットを開設し、利用されてきた。
3. 今回のアクションプランでは、ユーザーの利用方法は変わらないものの、2026 年 1 月より商業銀行の負債としての「預金」に変更され（v2.0 預金型）、ウォレット残高に利子が付くこととなった。CBDC への付利は、世界の中央銀行の中で中国が初めての試みとなる。デジタル人民元への付利により、預金準備率に応じて中国人民銀行に準備預金として預入れた分以外は貸付に回すことが可能となり、デジタル人民元業務の収益化への道が拓かれた。
4. v2.0 預金型の下で、管理面では、中国人民銀行の中にデジタル人民元管理委員会が設けられ、各業務を統括するとともに、同行の外郭団体であるデジタル通貨研究所が自主規制の制定・実行を担う体制となった。また、運営面では、国内取引は北京に「デジタル人民元運営管理センター」が、海外取引は上海に「デジタル人民元国際運営センター」が新設された。
5. アクションプラン制定の背景には、米国や香港でのステーブルコインの発行制度整備に向けた動きに中国として対抗する狙いもあったと思われる。このため、アクションプランでは、付利に加え、スマートコントラクトを通じたサプライチェーンの分野や、ブロックチェーンを使った貿易金融の分野等で、デジタル人民元の新たな利用シーンを想定した。今後、デジタル人民元の海外取引では、非居住者の保有残高にも付利を認めるかが鍵となろう。証券分野での応用の動きも注視される。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・ 関根栄一 「『デジタル人民元』の中国国内での初の市民参加型実験の概要ー深圳市・蘇州市に加え、北京冬季五輪での実験も始動ー」 『野村資本市場クォーターリー』 2021 年冬号。
- ・ 関根栄一 「拡大するデジタル人民元の国内実験地域と国際決済に向けた展望」 『野村資本市場クォーターリー』 2022 年秋号。

I デジタル人民元の現金から預金への転換

中国人民銀行（中央銀行）の陸磊（りくらい）副総裁は 2025 年 12 月 29 日、「デジタル人民元管理サービス体系及び関連金融インフラ整備の更なる強化に向けたアクションプラン」（以下、アクションプラン）を制定したと公表した¹。デジタル人民元とは、中国人民銀行が発行する中央銀行デジタル通貨（中銀デジタル通貨、Central Bank Digital Currency、略称 CBDC）である。アクションプランの全文は公表されていないものの、新世代のデジタル人民元の計測枠組み、管理体系、運営メカニズム、エコシステムを 2026 年 1 月 1 日より始動すると宣言した。

これまでデジタル人民元は、ユーザーがスマートフォン等に専用のアプリをダウンロードして「デジタル人民元ウォレット」を開設し、必要金額をチャージして、現金と同様に利用されてきた。換言すれば、従来、中央銀行の負債である「現金」として発行されてきた CBDC としてのデジタル人民元は、今回の新たな枠組みの中で、商業銀行の負債である「預金」に変更され、利子が付く（付利）こととなった。CBDC への付利は、世界の中央銀行の中で、中国が初めての試みとなる。また、デジタル人民元が預金化され、利子が付くと、後述の通り、商業銀行は、デジタル人民元預金を原資としてデジタル人民元貸付を行うことが出来るようになる。

CBDC への付利という、世界でも初の中国人民銀行の取り組みは、2026 年から 2030 年までの 5 年間の経済運営方針としての第 15 次 5 ヵ年計画において、デジタル人民元についてこれまでの「研究開発及び応用を着実に推進する」とする方針から、「着実に発展させる」と表現を変更し、実証実験段階から更に実用化を進める方針に基づいたものと思われる。

本稿では、デジタル人民元に関する新旧の枠組みを比較しながら、デジタル人民元の預金通貨化により、今後、デジタル人民元市場で何が起こりうるかを見ていく。

II デジタル人民元 v1.0 現金型の時代（2020～2025 年）

1. 「リブラ」構想に対抗し研究開発から実証実験へ

中国のデジタル人民元の歴史は、中国人民銀行が 2014 年にデジタル通貨に関する専門の研究チームを行内に組成したことから始まる。2017 年 1 月には同行は深圳市に「デジタル通貨研究所」を設立し、内部での研究開発を続けてきたが、2019 年 7 月になってから、中国人民銀行はデジタル人民元の発行計画の存在を初めて公表した。この背景には、同年 6 月に、米フェイスブック（当時、現・メタ）が発表した複数の国際通貨に価値が連動するステーブルコインとしての「リブラ」発行構想に対抗する狙いがあった²。

¹ 陸磊「独家 | 中国人民银行副行长陆磊：守正创新 稳步发展数字人民币」『金融時報』2025 年 12 月 29 日。

² 関根栄一「中国人民銀行が進める『デジタル人民元』発行計画の概要と展望」『野村資本市場クォーターリー』2020 年夏号。

中国人民銀行は、2020年10月より、リテール決済を念頭に、デジタル人民元の市中での発行・流通の実証実験を始め、実験地域や利用シーンを拡大してきた³。

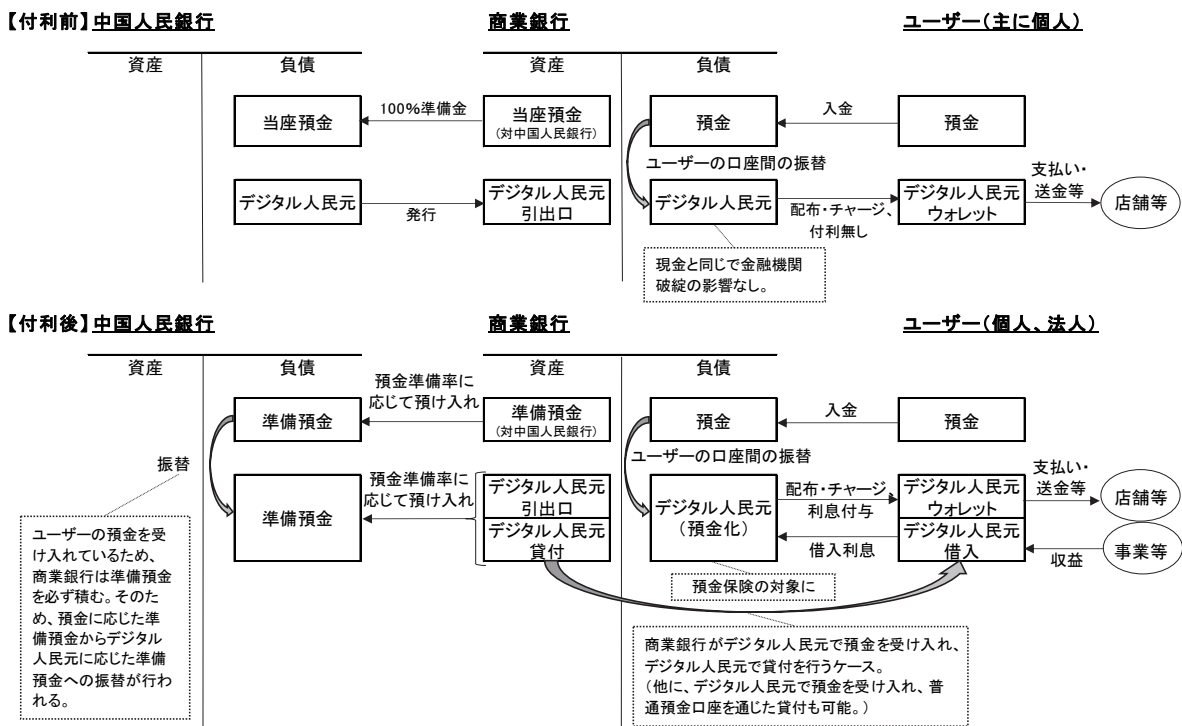
2. 二階層の運営体系を採用

中国人民銀行は2021年7月16日、「中国デジタル人民元の研究・開発の進展に関する白書」（以下、白書）と題したデジタル人民元に関する包括的な文書を初めて公表している⁴。白書では、デジタル人民元の実験に当たり、集中管理方式と二階層の運営体系を採用するとした。

前者の集中管理方式では、中国人民銀行は、デジタル人民元の実験から消却に至る全過程を集中管理し、金融機関間の流通とデジタル人民元ウォレットに対する技術管理・規則の制定を行う。

後者の二階層の運営体系の下では、中国人民銀行が指定運営機関（商業銀行等）とデジタル通貨を交換し、同機関がユーザーとの間を仲介しデジタル人民元の交換と支払いサービスを提供する。ユーザーは、商業銀行にある預金からの引き出しと見合いに、現金としてのデジタル人民元を専用ウォレットにチャージして市中で利用する（図表1）。商業銀行

図表1 デジタル人民元の実験・流通概念図



(注) 中国人民銀行と商業銀行はバランスシートベースで記載。ユーザーは簡便化して記載。

(出所) 中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

³ デジタル人民元の国内実証実験地域は、2024年1月時点で計17省（直轄市・自治区）・23市区（省以下）となっている。

⁴ 中国人民銀行「中国数字人民币的研发进展白皮书」2021年7月16日。

行は、資産サイドの当座預金（対中国人民銀行）を 100%準備金として積み立て、相応するデジタル人民元を中国人民銀行から引き出し、資産サイドでデジタル人民元引出口として保有する。今回のアクションプランは、デジタル人民元が中央銀行の負債として現金（M0）という位置づけで発行される仕組みを「v1.0 現金型」と名付けている。

Ⅲ デジタル人民元 v2.0 預金型の時代（2026 年以降）

1. 中央銀行の負債から商業銀行の負債へ

今回のアクションプランを通じて、中国のデジタル人民元の位置づけが変わった主な点は4つある（図表2）。

第1に、デジタル人民元の法的性格は、現金としての中央銀行の負債から、預金としての商業銀行の負債に転換する。アクションプランは、新たな枠組みで発行されるデジタル人民元を「v2.0 預金型」と名付けている。

第2に、v1.0 現金型時代のデジタル人民元は、商業銀行が中央銀行に預金準備率に応じて預け入れる準備預金の対象外とされてきたものの、v2.0 預金型時代では、準備預金の算定基礎に組み入れられる。

第3に、v1.0 現金型時代のデジタル人民元は、現金として無利息であったものの、v2.0 預金型時代では、デジタル人民元ウォレット残高に対して利息が付される。2026年1月1日からは、二階層体系の下での従来の指定運営機関 10 行⁵が、デジタル人民元ウォレット残高に対して普通預金金利を付与すると発表している（年利 0.05%）⁶。

第4に、v1.0 現金型時代のデジタル人民元は、現金として預金保険の対象外であったが、v2.0 預金型時代では預金保険の対象に組み入れられる。2015年5月1日から施行された「預金保険条例」⁷の下で、預金保険に加入する預金取扱機関が破産等となった場合、同

図表2 デジタル人民元の位置づけの変化

項目		v1.0現金型	v2.0預金型
1	法的性格	中央銀行負債 (現金に相当)	商業銀行の負債 (預金に相当)
2	準備預金	対象外	算定基礎に組み入れ
3	付利	無利息	ウォレット残高に利息付与
4	預金保険	対象外	預金保険の対象に組み入れ

(出所) 中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

⁵ 指定運営機関は、本文で触れた通り、中国人民銀行とユーザーとの間を仲介し、デジタル人民元の交換と支払いサービスを提供する。同機関 10 行として、大型商業銀行からは①中国工商銀行、②中国農業銀行、③中国銀行、④中国建設銀行、⑤交通銀行の 5 行、⑥中国郵政貯蓄銀行、全国制商業銀行からは⑦招商銀行、⑧興業銀行の 2 行、第三者決済系からは⑨微衆銀行（テンセント系）、⑩網商銀行（アントグループ系）の 2 行が中国人民銀行から指定されている。

⁶ 数字法幣研究社「10 家运营机构官宣：数字人民币余额按 0.05% 付息！」2026 年 1 月 2 日。

⁷ 「条例」とは、憲法 89 条に基づき国务院（内閣）が定める行政法規の 1 つ。

一預金者の同一商業銀行にある元本と利息の合計額 50 万元を上限に補償されることとなっている⁸。

2. 二階層の運営体系を最適化

デジタル人民元の位置づけの変化に応じ、アクションプランは従来の二階層の運営体系を最適化し、v2.0 預金型の下での商業銀行が提供するサービス内容と責任を明確にした。

まず最上位の中国人民銀行側では、デジタル人民元の業務規則・技術標準の策定を担当し、関連インフラの企画・整備・運営を担う。

次に、第二層の指定運営機関側では、商業銀行が自行のインターフェースで個人・法人向けにデジタル人民元ウォレットを開設し、顧客のデジタル人民元の安全性を確保し、流通・支払サービスを提供するとともに、コンプライアンスやマネー・ローンダリング対策（AML）に責任を負う。

他に、指定運営機関のうち、（アリペイや WeChat ペイメントなど）非銀行決済機関が顧客に提供するデジタル人民元は、顧客自身の銀行預金との交換によるものとされ、非銀行決済機関の負債として、法に基づきデジタル人民元保証金として金融当局から監督される⁹。

3. デジタル人民元貸付も可能に

1) デジタル人民元を準備預金として中国人民銀行に預け入れ

v2.0 預金型に移行後、ユーザーから見た場合、預金見合いでデジタル人民元を専用ウォレットにチャージする資金の流れに変化はなく、普通預金金利が付くという点が新たな変化になる。

次に、同じく商業銀行から見ると、負債サイドで保有する預金化されたデジタル人民元（現金通貨+預金通貨の M1）に見合う分を、預金準備率に応じて中国人民銀行に準備預金として預け入れることとなる（前掲図表 1）。

2) 想定される 2 つの貸付パターン

準備預金として中国人民銀行に預け入れた残りのデジタル人民元は、貸付に活用することが可能となる。貸付の活用には 2 つのパターンが考えられる。

1 つ目は、商業銀行がデジタル人民元で預金を受け、デジタル人民元で貸付を行うパターンである。この場合、デジタル人民元の即時決済（入金）という機能と、貸付契約のスマートコントラクト（特定の条件の下で設定された処理の自動履行機能）とを組み合わせ、低コストかつ高効率のデジタル人民元貸付業務を行える可能性があ

⁸ 預金者への補償は預金保険基金から行われる。関根栄一「中国の預金保険条例の公布・施行と今後の課題」『野村資本市場クォーターリー』2015 年春号を参照。

⁹ 顧客が有するデジタル人民元について、非銀行決済機関による流用を防止し、ウォレット残高の流動性を確保するための措置と思われる。

る。この場合、預金としてデジタル人民元の受入量（後述）に応じて、デジタル人民元の貸付規模も決まることになる。

2つ目は、商業銀行の負債サイドでデジタル人民元を預金として受け入れるものの、資産サイドでは普通預金口座を通じた貸付を行うパターンである。この場合、負債サイドでは、預金を普通預金として記載するのか、または、デジタル人民元として記載するのか、記帳上の事項として処理することになる。このパターンでは、デジタル人民元の預金量の制約は特に無くなることとなる。

以上の2つのパターンのいずれにおいても、デジタル人民元を預金化することによって貸付業務を行うことで、商業銀行の預貸業務の対象として、利ざやを得ることが可能となる。換言すれば、決済のみを対象としたデジタル人民元業務を、v2.0 預金型の下では、収益化できるように転換する道を拓くことになる¹⁰。

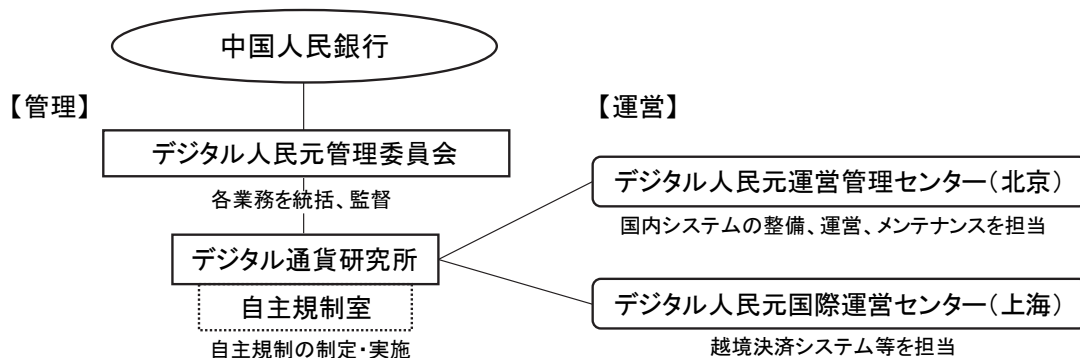
これまで、デジタル人民元の発行・流通に関わるシステム設計・開発は中国人民銀行が担い、商業銀行も自行が取り扱うためのシステム対応やユーザー対応のコストを負担してきたものと思われる。但し、v1.0 現金型の下では、必ずしも収益を伴うわけではない決済業務が対象であり、コストを負担できる商業銀行も絞られていたものと思われ、かつコスト回収の見通しも不透明であった可能性がある。v2.0 預金型の下でのデジタル人民元業務の収益化は、中国人民銀行が商業銀行に対し同業務にかかるコスト回収の機会を設けたものとの解釈もできる。

4. v2.0 預金型の下での管理・運営体制

1) デジタル人民元管理委員会の創設

中国人民銀行・陸副総裁は、v2.0 預金型の下でのデジタル人民元の管理・運営体制についても言及している（図表3）。

図表3 デジタル人民元の管理・運営体制



（出所）中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

¹⁰ なお、国家金融監督管理総局の統計によれば、商業銀行（法人）の利ざやは、2012年第3四半期（7～9月）の2.77%をピークに縮小傾向に入っており、2025年第4四半期（10～12月）は1.42%となっている。低金利時代の預貸業務のあり方は、中国国内で別途、議論になっている。

まず管理面では、中国人民銀行内にデジタル人民元管理委員会を設置する。同委員会はデジタル人民元の関連業務を統括し、同行内の各部門が職責に応じて監督を行う。

次に、中国人民銀行の外郭団体（中国語では「所属単位」）であるデジタル通貨研究所の中に「自主規制室」を設け、デジタル人民元の運営・展開に関わる自主規制の策定と実施を行う。中国人民銀行が制定する規制は行政上の細則となる一方で、デジタル通貨研究所を自主規制機関に見立て、アクションプランが言及しているように、デジタル人民元業務の参加者が市場メカニズムに基づくインセンティブを確立するよう自主規制を作り指導をしていくことが期待されていると言える。

2) 運営面では国内取引と海外取引とに区分

陸副総裁は、運営面で、デジタル人民元のシステムの安定性と継続性を確保するという前提に立ち、国内取引と海外取引とに分けた制度設計を行うとしている。

(1) デジタル人民元運営管理センターを北京に設立

まず前者の国内取引では、「デジタル人民元運営管理センター」を北京に設立する。同センターの設立計画は、2025年10月27日に北京で開催された2025年金融街フォーラムにおいて、中国人民銀行の潘功勝総裁が表明していた¹¹。同センターは、デジタル人民元の国内システムに関わるシステム整備・運営・メンテナンスを担う。

アクションプランによれば、2025年11月末時点のデジタル人民元取引は、累計ベースで、34.8億件、16.7兆元¹²となっている（図表4）。開設されたウォレット数は、個人が2.3億口、法人が1,884万口となっている。

図表4 デジタル人民元の利用実績（2025年11月末時点）

デジタル人民元取引		mBridgeを通じた国際取引	
指標	累計	指標	累計
取引件数	34.8億件	取引件数	4,047件
取引金額	16.7兆元	取引金額	3,872億元
個人ウォレット開設数	2.3億口	mBridgeにおけるデジタル人民元が占める割合	95.3%
法人ウォレット開設数	1,884万口		

（出所）中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

¹¹ 中国人民銀行「中国宏观审慎管理体系的建设实践与未来演进—中国人民银行行长潘功胜在2025金融街论坛年会上的主题演讲」2025年10月27日。

¹² アリペイやWeChatペイといったモバイル決済金額は、民間統計（易観）によれば、2024年だけで約373兆元に上っている。数値が乖離している背景としては、店舗などでデジタル人民元を使用できるシーンが限られていることが考えられる。

(2) 上海のデジタル人民元運営センターは 2025 年 9 月下旬に始動

次に後者の海外取引では、「デジタル人民元国際運営センター」を上海に設立する。同センターの設立計画は、2025 年 6 月 18 日、上海で開催された 2025 年陸家嘴フォーラムにおいて、中国人民銀行の潘総裁が表明しており¹³、同年 9 月 24 日に業務を開始した¹⁴。同センターは、①デジタル人民元の越境決済システムやブロックチェーン基盤の整備・運営、②デジタル人民元に関わる国内外の金融インフラとの越境相互接続、③デジタル人民元に関わる国際運営と金融市場業務の発展の促進、④デジタル分野の金融イノベーションへの貢献、という機能を担う。

デジタル人民元の越境決済については、ホールセール型の wCBDC として、中国本土から海外大口送金に関わる実証実験も並行して行われている。具体的に中国人民銀行は、2021 年 2 月 24 日、国際決済銀行 (BIS) の香港イノベーションハブによる支援を受け、香港、タイ、アラブ首長国連邦 (UAE) の中央銀行との間での CBDC に関するプラットフォームとしての mBridge を始めている。mBridge は、分散型台帳技術 (DLT) を使ったプラットフォーム上に各国の中央銀行マネーを発行し、参加国の民間銀行が他国の中央銀行マネーを直接保有できる仕組みである¹⁵。同じくアクションプランによれば、2025 年 11 月末時点の mBridge を通じた海外取引は、累計ベースで、4,047 件、3,872 億元となっている (前掲図表 4)。また、mBridge におけるデジタル人民元が占める割合は 95.3%とのことである¹⁶。

陸副総裁は、デジタル人民元業務を管理と運営に分けたことについて、管理可能な状態を作り出しつつ、イノベーションも可能にするための制度的保障であると述べている¹⁷。また、2 つのセンターは、デジタル人民元の国内取引と海外取引を循環させるための両翼であると位置づけている¹⁸。

IV アクションプラン制定に至るまでの背景及び今後の課題

アクションプランの制定には、中国人民銀行・陸副総裁は国際的な暗号資産を巡る普及に向けた制度設計・議論や、これまでの暗号資産を巡る中国政府としての政策を確認し、デジタル通貨の国内取引においても海外取引においても、デジタル人民元を唯一の手段としてあらためて選択し直したものと推察される。

¹³ 中国人民銀行「关于全球金融治理的若干思考—中国人民銀行行长潘功胜在 2025 陆家嘴论坛上的主题演讲」2025 年 6 月 18 日。

¹⁴ 中国人民銀行「数字人民币国际运营中心正式运营」2025 年 9 月 25 日。

¹⁵ 日本銀行「技術革新と地政学リスクの下での通貨・決済システムの未来」2025 年 7 月 31 日、及び関根栄一「中国本土で始まった人民元建てステーブルコインの制度設計を巡る議論」『野村資本市場クォーターリー』2025 年秋号。

¹⁶ mBridge を通じた人民元の国際送金は、人民元の国際化にも資するものであるが、中長期的には、国際金融のトリレンマ (①為替相場の安定、②金融政策の独立性、③自由な資本移動) をどのように中国政府が考えていくかにもかかっている。

¹⁷ 前掲注 1 参照。

¹⁸ デジタル人民元の運営を国内取引と海外取引で分ける計画の背景には、海外の CBDC 取引市場で何か問題が発生した時に、国内取引システムに影響が及ばないようにする配慮もあろう。

1. 米国発のステーブルコインを巡る動きを踏まえた対応

米国では、ステーブルコインの包括的な法的枠組みにあたる Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act、いわゆる「GENIUS 法」が、上院、下院での審議・可決を経て、2025年7月18日にドナルド・トランプ大統領が署名し、公布された¹⁹。トランプ大統領は同法への署名時に、米ドルに裏付けられたステーブルコインの可能性を確立するための今次枠組みにより、米ドルの基軸通貨としての地位を次世代にわたり確保することになる、と述べた。香港でも2025年8月1日、「ステーブルコイン条例」が施行された²⁰。

このような米国や香港での暗号資産に対する新たな動きに対し、中国人民銀行の潘総裁は、前述の上海陸家嘴フォーラムの基調講演において、世界的に急拡大している暗号資産に対する規制の不備について懸念を示し、監督面での国際的な協調も不足していると指摘していた。国際的な動きと並行して、中国本土でも、米国や香港でのステーブルコイン法令制定を機に、政府元高官や学者、研究者の間でステーブルコインの発行に関する議論が活発化した。

最終的に、中国人民銀行を筆頭とする13政府部門は、2025年11月28日、暗号資産に関する会議を開催し、①暗号資産は法定通貨と同等の法的地位を持たず、市場において法定通貨として使用できないこと、②このため中国本土での暗号資産関連の事業活動は違法な金融活動であること、③ステーブルコインについては顧客確認（KYC）やAML対策の要件を効果的に満たしておらず違法行為に悪用されるリスクがあること等を指摘し²¹、中国本土でのデジタル通貨のうち、暗号資産に対する禁止政策を再確認した。この間、中国人民銀行は、前述の通り、上海や北京での2つのデジタル人民元に関わるセンターの設立を進めながら、中国本土でのデジタル通貨に関わる議論を集約し、最終的にアクションプランの制定に至ったものと思われる。デジタル人民元にかかる v1.0 現金型での実証実験について、中国人民銀行の陸副総裁は、「（二階層の運営体系の下での商業銀行の）口座ベースに立脚し、スマートコントラクトなどのデジタル技術を用いて、より低コスト・高効率なデジタル通貨決済サービスを実現できることを証明した」と総括している。

2. デジタル人民元の付利を巡る議論

v1.0 現金型時代のデジタル人民元の無利子政策については、前述の2021年7月のデジタル人民元白書において、第1に、「CBDCに付利をして、利用者にとって預金よりも魅力的な制度設計にした場合、信用収縮を招きかねない」という議論や、「CBDCに付利をした場合の方が、むしろ金融政策や貸付市場への伝播メカニズムを強化することになる」

¹⁹ 坂上聖奈「ステーブルコインの可能性を探求する米金融機関」『野村資本市場クォーターリー』2025年秋号。

²⁰ 関根栄一・宋良也「国際的なデジタル資産取引センターを目指す中国香港ーステーブルコイン発行とRWAトークン化実験の取り組みー」『野村資本市場クォーターリー』2026年冬号。

²¹ 中国人民銀行「打撃虚擬貨幣交易炒作工作協調機制會議召開」2025年11月29日。

という、リテール型 CBDC を巡る相反する議論を紹介していた。第 2 に、CBDC に付利をした場合、「機関投資家にとって一部の低リスク資産への投資ニーズを弱め、資産価格に影響を与えかねない」との議論も取り上げていた。第 3 に、CBDC を導入した場合の金融市場の安定性に関する視点を指摘していた。これは、金融危機時に、商業銀行から企業や家計が預金を CBDC に移しかねないリスク、いわゆる「デジタル取り付け騒ぎ (Digital bank run)」を想定したものである。

このため、白書では、中国人民銀行は、デジタル人民元の制度設計と導入に当たり、「二階層の運営体系を採用した上で、現金 (M0) としての位置づけを維持し、付利をせず、商業銀行の預金や低リスク金融資産との競争を回避している」と説明していた。同時に、「顧客の認証情報の強度に応じて異なる取引限度額や残高上限が異なるウォレットを発行するのもデジタル取り付け騒ぎを防ぐためである」(図表 5) とも説明していた。

かかる従来のデジタル人民元への無利子政策の転換に関し、中国人民銀行の陸副総裁は、①付利は個人・法人のデジタル人民元の保有インセンティブを高める、②デジタル人民元の預金通貨化は負債としての安定性を商業銀行にもたらし金融イノベーションにつながる、との説明をしている。前述の金融政策や貸付市場への伝播メカニズムを重視する方向に転換したものと受け止められる。また、デジタル取り付け騒ぎに関しては、デジタル人民元ウォレットの取引限度額や残高上限は v.2.0 預金型に移行した後も特に引き上げられたわけではなく、付利後の金利も普通預金金利と同じ水準であるため、預金をデジタル人民元に移すインセンティブも預金者には乏しいところであろう。

他に、付利の対象者は、中国本土の居住者 (中国身分証保有者) に限られる。非居住者 (海外からの派遣駐在員等) もデジタル人民元ウォレットも保有はできるが、付利の対象ではない。

図表 5 デジタル人民元ウォレットの 4 類型

	1類	2類	3類	4類
本人確認	実名(厳格)	実名(標準)	実名(簡易)	匿名
開設方法	銀行窓口で対面が必須	非対面(オンライン)可	非対面(オンライン)可	非対面(オンライン)可
必要情報	身分証	○	○	○
	携帯電話番号	○	○	不要
	銀行口座	○	○	不要
	対面審査	○	不要	不要
銀行口座紐付け	必須	必須	不要	不要
残高上限	無制限	500,000元	20,000元	10,000元
1回当たり支払い上限	無制限	50,000元	5,000元	2,000元
1日当たり支払い上限	無制限	100,000元	10,000元	5,000元
年間支払い上限	無制限	無制限	無制限	50,000元

(出所) 中国人民銀行、指定運営機関より野村資本市場研究所作成

3. アクションプランが想定する新たなビジネスモデル

1) スマートコントラクトの活用

それでは、v2.0 預金型のデジタル人民元の下で、アクションプランは、どのような新たなビジネスモデルを想定しているのでしょうか。

第1に、新たな口座体系を基盤として、デジタル人民元にかかるスマートコントラクトのオープンソースエコシステム構築を支援していくとしている。同エコシステムを使って、①サプライチェーンの上流から下流までの金融ソリューション、②炭素（カーボン）包摂体系のスマート化、③前払い資金の管理強化等による金融消費者保護、④スマート介護サービス、といった利用シーンを挙げている。これらのうち、②については、上海で、新たに「炭素包摂」サービスが導入されたという²²。同サービスは、ユーザーによる各種グリーン低炭素を促進する行為で発生した炭素排出削減量をアプリが自動的に記録し、同削減量を「炭素ポイント」に換算する仕組みである。ユーザーは蓄積した炭素ポイントを一定のルールの下でデジタル人民元に「両替」することが可能となり、グリーンな行為と包摂的な経済行為への転換を実現可能となる。

第2に、デジタル人民元ウォレットを用いた多様な資金管理能力を使って、公益事業、医療保険・社会保険、企業グループの財務管理、グリーンエネルギー取引、国庫資金運営などクロズドな環境で、低コストで効率の高い形で活用を進めていくとしている。

2) ブロックチェーンの活用

アクションプランは、ブロックチェーンを通じたデジタル人民元の今後の利用シーンにも言及している。陸副総裁は、2023年10月末に開催された中国の中央金融工作会议で提起された重点5大分野（フィンテック、グリーン金融、金融包摂、年金金融、デジタル金融）²³でのデジタル人民元の応用を念頭に置いている。

具体的分野をいくつか挙げると、第1に、改ざん困難・追跡可能等といったブロックチェーン技術の特性を踏まえた上で、証券決済、所有権移転、取引登記、サプライチェーン金融などの業界での応用の優位性、すなわち、複雑な金融取引での物流・資金フロー・伝票フロー等の統合を実現することが期待されるとしている。

第2に、上海のデジタル人民元国際運営センターで、mBridgeによる国際決済を更に普及させることを提案している。また、ブロックチェーンとデジタル資産の各プラットフォームを構築することで、デジタル人民元による手形、貿易金融、排出権等のブロックチェーン上での発行・登記・保管・資金決済を支援し、24時間・365日取引、ワンストップ接続等を徐々に実現していくとしている。

²² 「碳积分直接换钱 数字人民币 APP 上线“碳普惠”」『証券時報』2026年1月9日。

²³ 関根栄一「5年ぶりに開催された中国・中央金融工作会议の概要と金融リスクの発生防止・解消に向けた動き」『野村資本市場クォーターリー』2024年春号。

国内取引であれ海外取引であれ、デジタル人民元を使った新たなビジネスモデルの構築に当たっては、預金化されたデジタル人民元の取り扱い量を増やすことが重要であるが、利用シーンが見込めなければユーザー、特に法人によるデジタル人民元預金を保有する動機も高まらないというジレンマが存在する。前述の通り、非居住者の人民元ウォレット残高に付利を認めるかも、海外のユーザー（特に法人）のデジタル人民元保有の動機にも関わるものとなる。

V 証券分野での応用の動き

アクションプランを受け、前述のデジタル人民元の指定運営機関 10 行には 2026 年 3 月時点で、デジタル人民元ウォレット残高への付利以外に、特に貸付等での新たなビジネスモデルの動きは出ていない。なお、2026 年 4 月 2 日には、中国人民銀行は指定運営機関として新たに 12 行を追加した²⁴。今後の各機関の取り組みが注視される。

また、アクションプランでは、証券分野での応用について特に言及はなされていないものの、2025 年末までに、中国本土の 2 つの地域で、デジタル人民元ウォレットを使って証券を購入する実験が行われている。実験地域の 1 つは北京市で、2019 年 2 月に国務院からフィンテックのサンドボックス²⁵指定を受け、中国銀河証券が、中国工商銀行（カスタディアンを兼務）と提携して、同行が管理するデジタル人民元ウォレットから同行内のカスタディアン口座経由、資産管理商品を購入したものである²⁶。もう 1 つは、山東省済南市で、2025 年初めに中国証券監督管理委員会からの資本市場でのフィンテック分野でのパイロット事業認定を受け、同年 10 月に中泰証券が第三者のカスタディアンと提携して、商業銀行のデジタル人民元ウォレットからカスタディアン口座経由、資産管理商品を購入したものである²⁷。いずれの実験も、詳細は公表されておらず、報道内容から概要のみを把握するほかないが、今後、証券分野でのデジタル人民元の応用のモデルとなる可能性がある。他に、例えばブロックチェーンを使ったデジタル人民元建て証券発行・流通といった実験対象取引の広がりや、北京市や山東省済南市以外の実験地域の指定といった動きも、注視していく必要がある。

²⁴ 中国人民銀行「中国人民銀行新增 12 家数字人民币业务运营机构」2026 年 4 月 2 日によると、追加された指定運営機関 12 行は、全国性商業銀行として中信銀行、中国光大銀行、華夏銀行、中国民生銀行、広発銀行、上海浦東発展銀行、浙商銀行の 7 行、都市商業銀行として寧波銀行、江蘇銀行、北京銀行、南京銀行、蘇州銀行の 5 行から成る。

²⁵ 「レギュラトリー・サンドボックス」（規制の砂場）とも呼ぶ。子どもが安全の確保された砂場で思うままに遊ぶように、期間や範囲、参加者を限定した上で、既存の規制による制約を受けずに、新しい技術やサービスを試すことを認める仕組みを指す。目的は、実証実験で得たデータ・情報をもとに規制を見直すことにある。

²⁶ 中国証券監督管理委員会「关于启动资本市场金融科技创新试点（北京）第一批试点项目的公告」2021 年 12 月 30 日。

²⁷ 「济南国家级“双试点”协同发力 中泰证券数字人民币签约转账服务上线」『中国証券報』2025 年 10 月 24 日。